

第6回 廃棄物処分場への搬入路 についての囲繞地通行権

公害等調整委員会事務局

今回は、産業廃棄物の搬入路について囲繞地（いにょうち）通行権を主張した事例をご紹介します。

大分地方裁判所平成11年3月29日決定（判例タイムズ1011 - 278）

【事案の概要】

債務者（仮処分を申し立てられた人）は、産業廃棄物の最終処分場を譲り受けた会社であり、その処分場用地に接する私道（本件通路）を処分場への産業廃棄物の搬入路等として利用する予定であった。

債権者（仮処分を申し立てた人）らは、本件通路を含む土地の所有者、共有者である。債権者らは、債務者が本件通路を無断で産業廃棄物の搬入路等として使用していると主張して、債務者に対し、所有権又は共有持分権に基づく妨害排除又は妨害予防請求権を被保全権利として、債務者の右各土地への立入りによる債権者らの右各土地の占有使用の妨害禁止の仮処分を申し立てた。

これに対し、債務者は、本件処分場用地は袋地であるから本件通路について囲繞地通行権がある等の主張をした。

【裁判所の判断の要旨】

- 1 本件処分場用地は、袋地に該当せず、債務者の本件通路についての囲繞地通行権は認められない。また債権者らの主張は権利濫用に該当しない。よって、債権者らの債務者に対する所有権等に基づく妨害予防請求権は、被保全権利として認められる。
- 2 しかし、債務者の本件通路の通行によって債権者らに著しい損害が生じるとは認められない。また、債権者ら所有地の占有使用の利益につき、本案判決確定を待てないほどに差し迫った危険が生じているとまでは認められず、急迫の危険は認められない。よって、保全の必要性は認められない。
- 3 以上のように判断し、債権者らの申し立てを却下した。

1 はじめに

本件は、債務者が債権者らの土地を無断で産業廃棄物の搬入路等として使用しているとして、右土地の占有及び使用を妨害しないようにする仮処分の申立てを債権者が行った事案です。本件では争点がいくつかありましたが、本稿ではそのうち、債務者の本件通路についての囲繞地通行権の有無という点に絞って見ていきます。

2 囲繞地通行権とは

「囲繞地通行権」という言葉は、おそらくあまり聞き慣れない言葉かもしれません。囲繞地

通行権というのは、隣地通行権とも言いますが、ある土地が他の土地に囲まれて公路に通じないとき、つまりいわゆる袋地になっている場合に、その袋地の所有者は公路に出るために隣地（囲繞地）を通行することができるというもので、隣地所有者等との間で合意がなくとも認められます（民法210条）。

3 債務者の主張及び裁判所の判断

債務者は、本手続きの中で、概ね次のような主張を行いました。本件処分場用地に接する市道等があるが、途中で道路が遮断されたり狭

隘で、大型貨物自動車は通行することができない状態である。そして、本件処分場用地は、その位置関係からして大型貨物自動車の通行なくしては土地利用はほとんど不可能であり、右市道等では本件処分場用地の用法にとって極めて不十分である。以上から、袋地にあたるといったものです。

もし、債務者が言うように本件処分場用地が袋地であると認められれば、債務者は、それに隣接する債権者らの土地である本件通路を通行することができます。ただ、その場合でも、囲繞地にとって損害の最も少ない場所及び方法において通行しなければなりません（民法211条1項）。また、通行地の損害に対しては償金を支払わなければなりません（同法212条）。

では、裁判所は、本件処分場用地が袋地かどうかについて、どのような判断をしたのでしょうか。それは、おおよそ次のとおりです。まず、

当該市道は、概ね2メートル以上の幅員が確保されており、東方の県道との接続地点から本件処分場の入口前付近までは、軽4輪貨物自動車でも容易に通行が可能な幅員を有していること、西側の私道部分についても普通乗用自動車でも公道に至るまで通行が可能な状態にあることから、本件処分場用地は、公路に通じないものとは認められず、袋地には該当しない。さらに、本件処分場用地について大型貨物自動車の通行の必要が生じたのは、債務者等が右土地を産業廃棄物の最終処分場という特殊な用途のために利用したことによるものであり、右土地の本来の用法にとって、大型貨物自動車での通行が必要不可欠なものとまでは認めることはできないとしました。

囲繞地通行権は、一般公益上、土地の利用を全うさせるために認められたものですから、たとえ土地が公路に通じていても、その用途に応じた利用をするために著しい困難が存在する場合にも認められるべきであるといった趣旨の判例もあります（大審院判決大正3.8.10、大審院

判決昭和13.6.7）。ですから、債務者がいうように本件の市道が本件処分場用地の用法にとって極めて不十分であると言えれば囲繞地通行権が認められるといったことも考えられます。ただ、そのためには、既設の通路が不十分であるとの認定に際し、いかなる事情を考慮すべきかについての検討がさらに必要になってきます。袋地所有者に生じた新たな利用目的のための既存通路の拡張に慎重な裁判例もいくつかあり（東京地裁判決昭和58.4.25等）、本決定は、それと同様の立場に立ったものと思われます。

4 保全の必要性

このように本件では、債務者による囲繞地通行権の主張は斥けられました。しかし、債権者が求めているのは、債務者による本件土地の占有・使用妨害禁止の仮処分です。仮処分は、権利関係に争いがあることによって債権者に生じる現在の危険や地位の不安定さを暫定的に排除する目的で簡易迅速に行われる手続きですから保全の必要性も疎明する必要があります（民事保全法23条2項）。本件では、この点についても争点になりましたが、裁判所は、本案判決確定を待てないほどに差し迫った危険が生じているとは認められず、保全の必要性はないと判断し、債権者の仮処分の申立て自体は却下しました。

5 おわりに

相隣接する不動産の所有者が、その利用を全うするためには、相互にその利用を調節することが必要になってきます。このような隣接する不動産所有権相互の関係を相隣関係といい、民法はこの関係を規律するための規定を設けています。囲繞地通行権も相隣関係の規定の一つです。

処分場の操業の可否をめぐる事例はこれまでも紹介してきましたが、大型貨物自動車による搬入の可否が問題となったというのは珍しいと思われますので、今回紹介してみました。